(20)に掲げる地点から三二度〇〇分六八．〇〇メートルの地点
(21)に掲げる地点から三〇度三〇分八六．〇〇メートルの地点
(22)に掲げる地点から三一〇度三〇分三一六．〇〇メートルの地点
(23)に掲げる地点から三〇七度三〇分三一二．〇〇メートルの地点
(24)に掲げる地点から一四度三〇分六三．〇〇メートルの地点
(25)に掲げる地点から三〇一度〇〇分二六．〇〇メートルの地点
(26)に掲げる地点から三〇一度〇〇分三六．〇〇メートルの地点
(27)に掲げる地点から二九七度〇〇分三六．〇〇メートルの地点

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(9)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　猟師橋右岸下流橋台（北緯三四度三六分〇七．八秒、東経一三六度三二分四五．六秒から三四七度三〇分七五．〇〇メートルの地点

(2)に掲げる地点から一二一度〇〇分三一．〇〇メートルの地点
(3)に掲げる地点から一四一度三〇分一一．〇〇メートルの地点
(4)に掲げる地点から一八〇度〇〇分一八．〇〇メートルの地点
(5)に掲げる地点から二〇二度三〇分八四．〇〇メートルの地点
(6)に掲げる地点から一一二度〇〇分五〇．〇〇メートルの地点
(7)に掲げる地点から一一七度二〇分五五．〇〇メートルの地点
(8)に掲げる地点から四四度〇〇分七三．〇〇メートルの地点
(9)に掲げる地点から三一度三〇分七二．〇〇メートルの地点

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(17)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　国道四二号線三渡橋右岸下流橋台（北緯三四度二六分四四．〇秒、東経一三六度三一分〇〇．〇秒）から一〇四度〇〇分一、六八三．〇〇メートルの地点

(2)に掲げる地点から二五八度〇〇分一四五．〇〇メートルの地点
(3)に掲げる地点から二六七度〇〇分三五．〇〇メートルの地点
(4)に掲げる地点から二六七度八〇分五七．三〇メートルの地点
(5)に掲げる地点から二六三度七〇分三八．七〇メートルの地点
(6)に掲げる地点から二六四度二〇分四〇．一七メートルの地点
(7)に掲げる地点から二六二度八〇分一八．六五メートルの地点
(8)に掲げる地点から二四四度九〇分九．五二メートルの地点
(9)に掲げる地点から二四一度一〇分三八．七八メートルの地点
(10)に掲げる地点から三三六度二〇分七三．〇〇メートルの地点
(11)に掲げる地点から二五四度〇〇分一五．四二メートルの地点
(12)に掲げる地点から二六一度四〇分二四．〇三メートルの地点
(13)に掲げる地点から二六四度〇〇分四二．二八メートルの地点
(14)に掲げる地点から二六三度八〇分四一．〇八メートルの地点
(15)に掲げる地点から二六六度四〇分六〇．〇九メートルの地点
(16)に掲げる地点から二五八度六〇分一六六．一五メートルの地点
(17)に掲げる地点から二四八度三〇分七四．〇〇メートルの地点

○東北地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日　　東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年東北地方整備局告示第四十七号青森都市計画道路事業三・四・二号西滝新城線他一線
三　事業施行期間　自平成二十年三月十四日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成二十年東北地方整備局告示第四十七号の事業地である青森県青森市大字石江字江渡地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
秋田市土崎港西二丁目二八番一から同市土崎港西四丁目五五番まで	前	一九・九メートル～三一・五メートル	〇・四二七キロメートル
	後	一九・九メートル～三五・三三メートル	〇・四二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所